

大規模小売店舗立地法に基づく変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サツドラ小清水店
斜里郡小清水町元町2丁目628-3、628-14、628-15

2 届出者（建物設置者）の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹
札幌市東区北八条東4丁目1番20号

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置
（変更前）下記の図のとおり （変更後）下記の図のとおり

4 変更年月日

令和6年9月25日

5 変更理由

来店者の利便性向上のため

6 届出添付書類の要旨



7 掲示期間

令和6年10月17日 ~ 令和7年2月3日

8 掲示内容問い合わせ先

株式会社サッポロドラッグストア 店舗開発本部 担当：大前、池田
札幌市東区北八条東4丁目1番20号 TEL：011-788-6188

注1) これは、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。

注2) 北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課及び小清水町役場において、届出書類等の縦覧を実施しております。また、この届出に関し、店舗周辺の地域の生活環境の保持のため、届出者が配慮すべき事項について意見を有する方は、所定の用紙により北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課あて意見書を提出することができます。

大規模小売店舗立地法に関する道庁ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuzi/index.htm>